

平成23年12月19日

消費者庁「食品表示一元化検討会」における検討課題「食品表示新法の目的（案）」、「新たな制度における表示の考え方（案）」、「加工食品の原料原産地表示の拡大について（案）」、「食品表示の適用範囲について（案）」等に対する意見

財団法人 食品産業センター

我が国食品製造事業者は、国民にとって生活の基本となる安全な食品を安定的に供給するため、企業の社会的責任への取組みの強化、コンプライアンスの向上等はもとより、食品の安全性・品質管理の徹底等に、従前にも増して取り組んでいるところです。また、原料原産地などの情報につきましても、農林水産省による「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について（通知）」（平成20年3月19日付け）を受けて、事業者の主体的な取組みとして、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供の強化に努めているところです。

今般の消費者庁「食品表示一元化検討会」における「食品表示新法の目的（案）」、「新たな制度における表示の考え方（案）」、「加工食品の原料原産地表示の拡大について（案）」、「食品表示の適用範囲について（案）」等につきましては、以下のように考えております。

I. 新たな制度における表示の目的について

第3回食品表示一元化検討会（以下「第3回検討会」という。）の資料1「食品表示一元化に向けた基本的な考え方について」（以下「資料1」という。）における11頁「食品表示新法の目的（案）」については、新たな食品表示制度の目的として、次のことを十分に勘案する必要があると考えます。

- ①基本的には、一元化しようとしている3法、食品衛生法、JAS法、健康増進法のそれぞれの目的である
 - ア 飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図る、
 - イ 農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資する、
 - ウ 国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講ずることにより、国民保健の向上を図る、
 を新法の目的に含むこと。
- ②消費者にとっても、事業者にとってもわかり易く、見やすい表示であること、
- ③法の執行監視体制の一元化や、事後的な検証可能性が担保されるものであること

と、等

II. 新たな制度における表示の在り方について

第3回検討会の資料1における14頁「新たな制度における表示の考え方(案)」については、新たな制度における表示の考え方として、次のことを十分に勘案する必要があると考えます。

- ①用語の定義の統一(例えば、加工者・製造者、生鮮食品・加工食品等)
- ②国際規格との整合性
- ③義務表示事項を絞り込み、消費者にとってわかり易く見やすい、かつ、事業者にとっても作成しやすい表示であること。なお、義務表示事項は、消費者が単に「関心があるもの(表示)」ではなく、「商品選択の際に本当に利用しているもの(表示)とは何か」を十分に検証した上で絞り込んでいく必要があること
- ④安全性に関わる表示事項の義務化は必要(例えば、期限表示(消費期限、賞味期限)、アレルギー、保存方法等)
- ⑤任意の表示事項に対する推奨措置(例えば、JAS規格化等)
- ⑥表示を作成する際に、食衛法、JAS法等や、保健所、農政事務所等、さまざまな所に確認しなくて済み、事業者が間違えない「作成しやすい表示」であること
- ⑦罰則を伴う義務表示事項については、特に、中小のメーカーでも「実行可能性が担保できること」が必要。

III. 加工食品の原料原産地表示について

1. 加工食品の原料原産地表示につきましては、厚生労働省、農林水産省の共同開催による「食品の表示に関する共同会議」(以下「共同会議」という。)において学識経験者、消費者団体、農業生産者団体、食品事業者団体等の委員により長年にわたり検討が行われてきました。平成20年7月に共同会議での議論が再開され、事業者・消費者団体へのヒアリング、一般消費者の意見を得るための全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、さらに全国7か所においてそれぞれの地域で活動する消費者・生産者・事業者の参加による意見交換会の開催等、様々な場を活用して意見が聴取され、それらを踏まえて引き続き議論が重ねられた結果、加工食品の原料原産地表示についての考え方をとりまとめた報告書No.7「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して ―JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について―」(平成21年8月28日)が公表されています。

この報告書において、JAS法における原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の品目横断的な基本的な要件として、これまでの

要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、

要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

について、今後とも基本的に維持すべきである、とされているところであります。

こうしたこれまでの長い検討の経緯や、上記「Ⅰ. 新たな制度における表示の目的について」の①イ「農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資する」を新法の目的に含むこと等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示については、引き続き要件Ⅰ、要件Ⅱを維持する必要があると考えます。

また、表示の義務化について検討する際は、第171回通常国会におけるJAS法改正により原料原産地の偽装については、直罰規定が設けられたことを踏まえ、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示の実行可能性を十分勘案する必要があります。

従って、消費者庁におかれましても、原料原産地表示の検討を行うに当たっては、消費者、食品製造事業者等に混乱を引き起こさないよう、上記の品目横断的な基本的な要件、表示の実行可能性等、これまでの共同会議での検討結果を十分に踏まえる必要があると考えます。

なお、国産原材料の生産振興等の観点からは、JAS法に基づく「特色のある原材料等の表示」、いわゆる強調表示を行うことにより対応することが最も適切であり、その積極的な活用が図られる必要があると考えます。

2. また、加工食品（22食品群及び個別4品目を除く。以下、同じ。）における原料原産地表示につきましては、以下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する等の方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討をいただきますようお願い致します。

1) 原料原産地表示を広範に義務付けている国はほとんどなく（国際規格（Codex）で原料原産地表示は表示すべき項目に入っていない。）、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定されること。

2) 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分

散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数（事業所数の99%）の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。平成21年4月30日公布のJAS法の改正（平成21年5月30日施行）により、原料原産地の偽装には、直罰規定が設けられたことから、中小零細な食品製造事業者にとっても表示の実行可能性が十分に担保される必要があること。また、表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。

3) 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。

4) 原料原産地表示における「国産」・「外国産」又は「輸入」といった「大括り表示」及び「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があること。

ア) 加工食品においては、一つの原材料について、「国産」原料と「外国産（輸入）」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では「国産」の文字が入ることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。

イ) 現在、原料原産地表示が義務付けられている22食品群等については、重量順の原料原産地（国名等）の表記である一方、22食品群等以外の加工食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産（輸入）」の表記となり、20食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費者等の混乱を招く恐れがあること。

ウ) 「外国産（輸入）」との表示では、消費者から「国名隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。

エ) 「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。

5) 原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではないこと。加工食品の安全性及び品質は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理

を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されているものではないこと。

IV. 食品表示の適用範囲について

第4回食品表示一元化検討会の資料2「食品表示の適用範囲について（案）」の検討においては、事業者、特に多数（事業所数の99%）の中小零細な食品製造事業者においても実行可能性が担保できること、法の執行監視における実行可能性が担保されること、事業者の対応コスト、行政当局の監視コスト等社会コストの増大等を十分に勘案する必要があると考えます。

そのため、検討の対象となる業態等における実行可能性等について、外食事業者、インスタ加工事業者、インターネット販売事業者、中小零細食品製造事業者、学識経験者等を交えて十分に議論されることが必要と考えます。

以上